

被災の現況とこれからの復興計画

岩手県土木施工管理技士会

はじめに、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災において、(社)全国土木施工管理技士会連合会を始め、全国の土木施工管理技士会の皆様には、心温まる義援金を頂戴いたしまして、この場をお借りして、衷心より御礼申し上げます。

東日本大震災からまもなく7ヶ月、岩手県総合防災室（9月30日現在）がまとめた県内の死者4,664人、行方不明者1,628人で、避難所と在宅を合わせた避難者は、最多（3月31日）時は34市町村399ヶ所で計54,429人おりましたが、9月30日現在4人になっております。

3月11日マグニチュード9.0という誰もが予想だにできなかった超巨大地震により、大津波が発生しましたが、この津波は「明治三陸津波（1,896年）」と「貞観津波」（869年）の双方のメカニズムを持つ可能性があり、高い波を伴った「明治」と陸地奥深くまで広がった「貞観」の特徴が結合したことにより、被害が拡大したといわれております。

今回の大津波によって、本県では、12市町村で被害を被りましたが、特に野田村、山田町、大槌町及び陸前高田市は壊滅的な

被害を受けております。

私ども建設業界におきましても、会員、その従業員などに多くの犠牲者を出し、会社社屋も流出するなど甚大な被害を被っている中であって、道路の啓開、損壊した道路・橋等の応急工事にあたった外、がれきの撤去や水道等インフラの復旧工事を行っています。

このような状況下で、家屋被害は全・半壊が29,544棟があったことから、被災者向け仮設住宅は県が入居希望件数を基に必要な戸数を決定、不足が生じないように、申込件数より約1割多い13,984戸を建設、8月11日に全てが完成し、予定者の入居を25日までに終えております。

一方、被災者が入居する民間の賃貸住宅を自治体が借上げ、国と自治体で家賃を負担する「みなし仮設住宅」の契約が増えていることから、県においては、申込み予定者の数の2,000戸を予定しております。

初期に整備された、7,000戸のプレハブ住宅は、構造が比率的単純で、早く大量に供給できる利点がありましたが、寒冷地仕様の仮設住宅でなかったことにより、断熱材を厚くするほか、窓や玄関の扉を二重に





したりして備えております。

また、団地環境の改善に取り組む必要があり、入居者の希望によりスロープや手すりの設置、畳敷への変更の外、道路の未舗装団地については、10月末までに舗装を行っております。

岩手県のがれき量は、県の一般廃棄物12年分の約580万トンに上り、実行計画では来年3月をめどに仮置き場へのがれきの移動、処理については平成25年度末と設定しています。

試算では、1日当たりの可燃物処理1,143トンのうち県内現存施設で扱うのは655トン、整備を検討している仮設焼却炉は195トンで、残る293トンは県外処理としています。

環境省によると1次補正で計上したのがれき費用3,519億円のうち、8月末までに被

災地の18自治体に対し1,800億円の補助金を出しているといわれておりますが、今後の支払いの見込み額を加えると、4,200億円に上るとしております。

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況は、環境省において推計したのがれき量の撤去率が県平均で89%となっております。

公共土木施設の被害箇所数（7月31日現在）は、県施設・市町村施設を合わせて2,666ヶ所2,990億9,700万円に上がっており、海岸施設の被害額が最も大きく1,784億2,200万円となっています。

これまで内陸部を中心に災害査定が行われており、7月25日からは沿岸部の査定もスタート、10月下旬をめどに災害査定をおおむね完了させたいとしております。

県は東日本大震災からの再興の設計図となる復興計画を8月11日に正式に決め、復



興と自立への取り組みを本格化することになりました。

県復興計画は、平成23～25年度の3年間を第1期「緊急推進期間」、平成26～28年度の3年間を第2期「本格復興期間」、平成29年～30年度の2年間を第3期「さらなる展開への連結期間」と位置付けています。

8年間の計画期間終了後は、次の県民計画につなげ、復興に向けた長期計画や市町村が策定する復興計画との整合性を持たせ

ることにしています。

今後、地域の復興には、多くの時間、労力と困難が伴うものと思われますが、私ども建設業界は、県民の安全・安心・快適のために県土の社会資本整備、災害対応という重要な役割を担っており、真の復興に向けて沿岸、内陸を問わず業界の総力を挙げて果敢に取り組んでまいりたいと考えております。